議案第35号

石垣市宿泊税条例の一部を改正する条例

石垣市宿泊税条例（令和7年石垣市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日」を「令和9年2月1日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年3月24日提出

石垣市長　中　山　義　隆

理　由

沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号）が令和9年2月1日に施行されることを受け、同条例との整合性を図るため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市宿泊税条例（令和7年石垣市条例第31号）の新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 （施行期日） 1　この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。